



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

32 令和2年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(危機管理・消防課)..... 1
33 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 3
34 紀中地域森林計画の樹立	(林業振興課)..... 3
35 紀北地域森林計画の変更	( " )..... 3
36 紀南地域森林計画の変更	( " )..... 4
37 知事管理漁獲可能量の公表	(資源管理課)..... 4

## 告 示

### 和歌山県告示第32号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和2年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務

##### (2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月22日(月)まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、令和3年1月12日(火)現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)第3条各号又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (6) 和歌山県内に主たる営業所を有する者であること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票(いずれも提出日において、発行後3か月

を経過していないもの)

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目

（ウ）個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税分）

ク 役員等に関する調書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 誓約書

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のイからエまで及びカからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、オ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年1月12日（火）から同月20日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年1月14日（木）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年1月12日（火）から同月20日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、書留郵便により令和3年1月20日（水）午後5時まで5に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0116001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和3年1月26日（火）までに通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日

（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第33号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和3年1月28日まで縦覧に供する。

令和3年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年12月28日

2 名称

特定非営利活動法人Peer心理教育サポートネットワーク

3 代表者の氏名

小山秀之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市栄谷383番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、心身・発達・経済面等に課題を抱えた方達やその家族に対して、支援・研究活動等に従事する者達が連携・協力のもと、エビデンス（実証）又はナラティブ（対話・物語）に基づいた支援・教育活動の開発・普及・促進を行うこと、および利用者のニーズに応じて、創意工夫をこらした教育、保健、福祉、就労、更生保護等に関するサービスの提供と社会資源の活用により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

### 和歌山県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき紀中地域森林計画を立てたので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和3年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和3年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和3年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第37号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に係る令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和2年12月25日付けで定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県さんま漁業	現行水準	—
和歌山県まあじ漁業	現行水準	—
和歌山県まいわし漁業	現行水準	—

※ 知事管理漁獲可能量に規定する現行水準は、令和2年農林水産省告示第2324号において定められた和歌山県に係る都道府県漁獲可能量に規定する現行水準をいう。